

# 第4章 目標達成のための取組

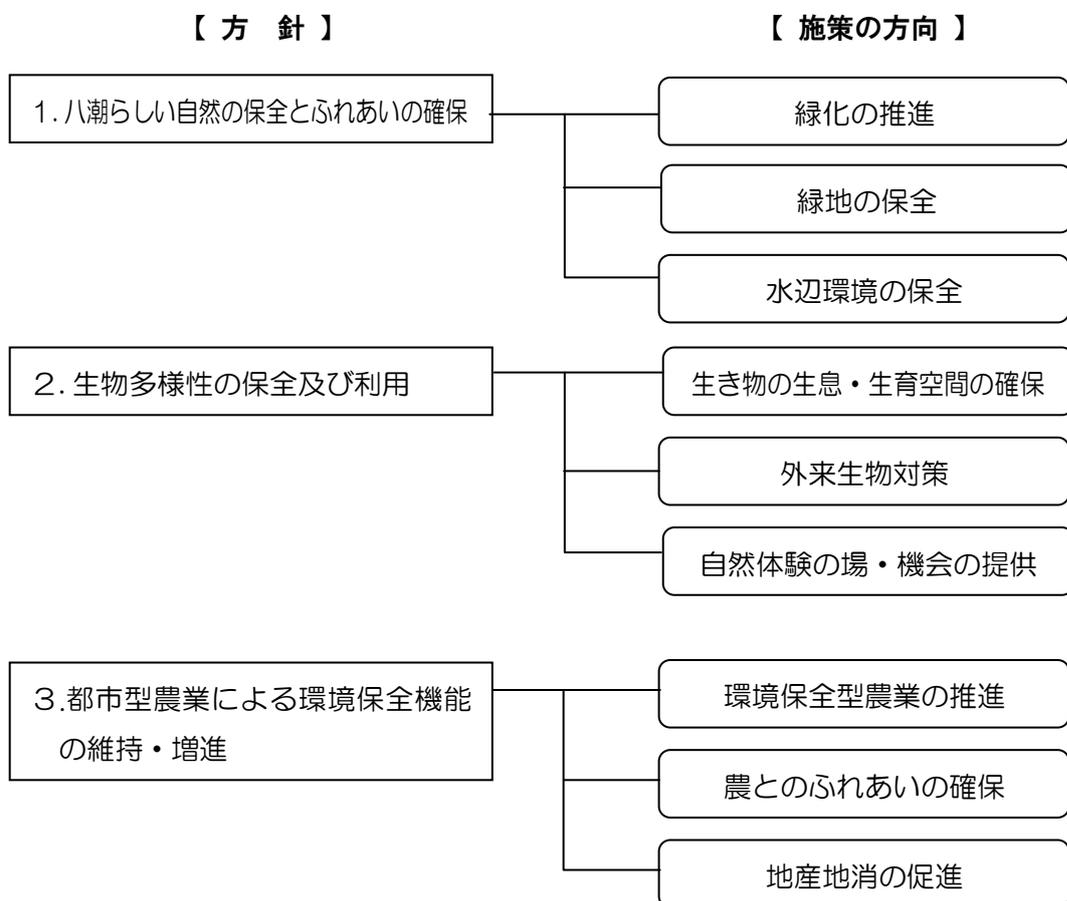
## 1 自然環境分野 ーきれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまちー

### (1) 施策の方針

八潮の自然を特徴付けるきれいな水と豊かな緑を守るため、中川や綾瀬川、葛西用水などの河川・水路における水辺環境を保全し、河畔林や屋敷林などの貴重な緑を保全します。また、緑を増やすため、街路や公園、建物の緑化を進めます。

市内に残された貴重な生態系を保全するため、ビオトープや河川・水路、公園などにおける動植物の生息・生育空間の保全活動や自然環境調査、自然保護や生物多様性の普及啓発を市民参加により進めます。また、あわせて外来生物の進入を防ぐ対策を実施します。さらに、自然体験の場や機会を提供することで、多くの市民が自然と親しみながら学ぶ機会を増やします。

農地は、農産物の生産のみならず、人々の土や緑とのふれあいの場を提供し、生態系の保全やヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、多面的な機能を有しています。そこで、地元農産物の消費促進及び環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用を通じて、地元農業を支えながら、農地を保全していきます。



## (2) 関連指標・目標

**方針1：八潮らしい自然の保全とふれあいの確保**

## ア 施策

## ①緑化の推進

## 1-1-1 公共施設整備・維持管理【公共施設管理者】

- ・公共施設整備の際は、景観に配慮し、積極的に緑化を行います。

## 1-1-2 緑と花いっぱい運動の推進（5-1-13 へ再掲）【公園みどり課】

- ・「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るため、必要な支援を行うとともに、市が推奨する草花のコスモス、チューリップ、パンジー、マリーゴールド、マーガレットの普及啓発に努めます。

## 1-1-3 八潮市緑の基金の有効活用【公園みどり課】

- ・緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民や事業者等への募金の協力を求めていくとともに、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。

## 1-1-4 屋上緑化・壁面緑化等の推進【環境リサイクル課、公園みどり課】

- ・二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減につなげるには、都市部における緑化が有効です。そのため、公共施設の屋上緑化や壁面緑化等を推進するほか、駅周辺部の商業施設や高層の集合住宅、工場密集地などの地上部緑化が難しい場所など、民間施設の屋上緑化や壁面緑化等の普及・啓発を図ります。

## 1-1-5 市民との協働による緑化活動の推進【公園みどり課】

- ・八潮市緑化指導基準による民間施設の緑化を促進します。
- ・公園などの公共施設において緑化や維持管理を含めた市民花壇を設置します。
- ・生垣設置奨励金制度\*を活用して、生垣設置を促進します。

## ②緑地の保全

## 1-1-6 保存樹木等奨励金制度の周知【公園みどり課】

- ・緑の保全・創出を図るため、市のホームページや広報等を活用し、保存樹木等奨励金制度\*の周知を図っていきます。

## 1-1-7 緑地協定締結の促進【公園みどり課】

- ・市民による緑化への取組に加え、市民相互の合意のもとに、主として住宅敷地内の既存の樹木や生垣等の緑の保全を行うことができるよう、緑地協定\*の締結を促進します。

## ③水辺環境の保全

## 1-1-8 河川・湿地の保全【環境リサイクル課】

- ・市内に残された河川・湿地などの自然環境を保全するため、市民団体等と連携し、中川や綾瀬川等の河川敷等の生物の生息・生育空間を保全します。

## 1-1-9 河川改修の促進【道路治水課】

- ・自然に配慮した護岸や散策路の整備など、親水化\*に配慮した河川改修の促進を県に要望します。

イ 市民・事業者の取組

①緑化の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加しましょう。</li> <li>景観や生態系に配慮し、生垣を設置するなど、敷地内の緑を増やしましょう。</li> <li>屋上緑化や壁面緑化などを行いましょう。</li> <li>建築行為などを行う場合は、景観に配慮し、緑化を行いましょう。</li> <li>地域のみどりの育成のため、緑化活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加・協力しましょう。</li> <li>景観や生態系に配慮し、工場や事業所等の敷地内の緑化やビオトープの設置を行いましょう。</li> <li>屋上緑化や壁面緑化などを行いましょう。</li> <li>大規模な開発行為などを行う場合は、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」にしたがい、景観に配慮し、緑化を行いましょう。</li> <li>既存樹木等を活かすように開発しましょう。</li> <li>地域の緑化活動へ積極的に参加・協力しましょう。</li> </ul>
②緑地の保全	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の樹木などは大切に保存しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の樹木などは大切に保存しましょう。</li> <li>既存樹木等を活かすように開発しましょう。</li> </ul>
③水辺環境の保全	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。</li> <li>大曽根ビオトープの維持・管理を行いましょう。</li> <li>河川の清掃活動へ積極的に参加しましょう。</li> <li>散策や水遊びなどを通じて水辺環境への理解を深めましょう。</li> <li>水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。</li> <li>水辺に親しむ啓発事業に参加しましょう。</li> <li>生き物の生息場所となる緑や河川を大切にしましょう。</li> <li>身近にある自然に興味や関心を持ちましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。</li> <li>河川の清掃活動へ積極的に参加・協力しましょう。</li> <li>建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。</li> <li>水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。</li> <li>水辺に親しむ啓発事業に協力しましょう。</li> </ul>

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
緑と花いっぱい運動の推進	市民花壇の設置数	6か所	H26	20か所	H37	○		○
屋上緑化・壁面緑化等の推進	公共施設等における屋上緑化	1か所	H26	5か所	H37		○	○
市民との協働による緑化活動の推進	生垣設置の奨励	0m	H26	200m	H37	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

■用語解説

※生垣設置奨励金制度

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に基づき、一定の要件を備えた生垣を新設する場合に、奨励金を交付するもの。

※保存樹木等奨励金制度

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に基づき指定した保存樹木、保存樹林、保存生垣の所有者に対し、奨励金を交付する制度。保存樹木等の指定を受けた所有者は、適正に保存し、周辺の環境を良好に保つよう努めなければならない。また、市民等は、保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

※緑地協定

都市緑地保全法に基づく制度で、都市計画区域内の一定区域、一定区間の土地利用者等全員の合意により、植栽する樹木の種類や場所、垣・さくの構造、有効期間等について定め市町村長の認可を受ける。

※親水化

人が安全に河川や水路などの水に近づけるようにすることで、水に対する親しみを深めること。



葛西用水

中川やしおフラワーパーク



## 方針2：生物多様性の保全及び利用

### ア 施策

#### ①生き物の生息・生育空間の確保

##### 1-2-1 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画の検討【環境リサイクル課】

- ・生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を図るための計画について検討するとともに、その重要性について普及・啓発を行います。

##### 1-2-2 ビオトープ等の保全と水と緑のネットワーク※化の推進【環境リサイクル課、道路治水課、公園みどり課】

- ・公園や緑道※、遊歩道などの公共施設の整備にあたっては、郷土種※による植栽や、多様な生きものが生息できるよう池や緑地を確保するなど、生態系に配慮した整備を行います。
- ・公共イベントにおいては、生き物や生態系に配慮した工夫を行います。
- ・大曽根ビオトープの維持管理を市民団体と協働で行うとともに、中川等の河川敷の生息・生育空間を保全します。(5-1-11 へ再掲)
- ・自然環境にやさしく、うるおいのある空間を創出するため、河川や水路の水辺を整備するとともに、緑地や遊歩道、街路樹等とのつながりを持たせることにより、「水」と「緑」のネットワークの形成を図ります。

##### 1-2-3 市民参加による自然環境調査等の実施(3-3-2 へ再掲)【環境リサイクル課】

- ・保護すべき希少な動植物を把握し、保護活動を行うため、市民参加型の自然環境調査、保護活動を行います。
- ・生態系の調査を推進します。
- ・希少野生動植物※の保護活動を促進します。

##### 1-2-4 自然保護や生物多様性に係る普及啓発の実施【環境リサイクル課】

- ・エコツアー※や自然観察会など、自然体験の場や機会を通じて、自然保護や生物多様性に係る普及啓発を実施します。

#### ②外来生物対策

##### 1-2-5 外来生物の対策【環境リサイクル課】

- ・動植物を棄てたり、ペットが逃げ出したりすることによる外来生物の自然界への拡散や生物多様性、人間、農業などへの影響を防ぐため、外来生物の情報提供や情報収集、駆除等を行います。

#### ③自然体験の場・機会の提供

##### 1-2-6 自然体験の場づくり【環境リサイクル課】

- ・生物の多様性や、地域の現状と特性を生かした自然体験をするために、自然資源である動植物の実態把握を行い、希少野生動植物の保護活動を行います。

##### 1-2-7 自然体験の推進【社会教育課】

- ・青少年が自然に親しみながら異年齢による集団活動やグループ行動を学ぶ、野外活動の機会や体験の場の確保について、調査研究を行います。

イ 市民・事業者の取組

①生き物の生息・生育空間の確保	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>庭に実の成る木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。</li> <li>自然観察会や自然環境調査などに参加し、身近な自然の大切さを学びましょう。</li> <li>生き物の生息場所となる緑や河川を大切にしましょう。</li> <li>学校ビオトープ等の整備に参加しましょう。</li> <li>生態系の調査に協力しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設事業等にあたっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。</li> <li>敷地内の樹木は、実の成る木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。</li> <li>自然観察会などの環境学習活動に協力しましょう。</li> <li>学校ビオトープ等の整備に協力しましょう。</li> </ul>
②外来生物対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットは、自然に放さないようにしましょう。</li> <li>外来生物を見かけたら、市役所に連絡しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットを販売する場合は、飼い主に対し「棄てたり・逃げ出したりしないように適正に飼育する」ことを伝え指導しましょう。</li> </ul>
③自然体験の場・機会の提供	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境調査に積極的に参加・協力しましょう。</li> </ul>

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
ビオトープの保全活動	市民団体によるビオトープの管理運用件数	1件	H26	2件	H37	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

<p><b>■用語解説</b></p> <p>※水と緑のネットワーク 河川沿いの緑、公園や道路などの公共施設の緑、民有地の緑などをつなぎ、鳥や昆虫などの生き物の通り道や生息空間を確保すること。</p> <p>※緑道 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯、歩行者路、自転車路を主体とする緑地で、公園、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。</p> <p>※郷土種 ある地域に本来的に生育する植物種のこと。現在生育する植物で昔からあった種類のことを在来種という。自然の回復には、気候風土に合っている在来種を用いるのがよいとされている。</p> <p>※希少野生動植物 野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。</p> <p>※エコツアー 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方として、エコツーリズムが注目されている。エコツーリズムの考え型に基づくエコツアーが、近年、数多く企画・実施されている。平成20年4月には、エコツーリズム推進法が施行された。</p>
--

### 方針3：都市型農業による環境保全機能の維持・増進

#### ア 施策

##### ①環境保全型農業の推進

###### 1-3-1 環境保全型農業の推進【都市農業課】

- ・環境負荷の低い農薬や肥料等の情報を提供します。
- ・化学肥料や化学農薬などの使用量の削減を促進します。
- ・安全な農産物の供給を促進します。
- ・安全、新鮮、良質を基本に、消費者ニーズも高まっていることから、環境保全や健康にも配慮したエコファーマーの育成、確保に努めます。

###### 1-3-2 農業後継者の育成【都市農業課】

- ・農業後継者の育成のため、経営研修会を開催します。
- ・認定農業者数の目標達成に向けて、農業者に取得を働きかけます。

###### 1-3-3 優良農地の保全【都市農業課】

- ・優良農地を緑地やオープンスペース等として保全します。
- ・生産基盤の整備とともに、優良農地を確保し保全します。
- ・優良農地の保全に関する支援を行います。
- ・市内での優良農地を確保するため、農業用排水路等の整備や維持管理を行います。

###### 1-3-4 都市農地※の保全【都市農業課】

- ・市街化区域内の農地を活用し、周辺住民に、やすらぎ、うるおいを与える「街なかやすらぎ緑空間」として保全します。

##### ②農とのふれあいの確保（3-3②へ再掲）

###### 1-3-5 市民農園の管理【都市農業課】

- ・市民の農業に対する理解を深めるため、農業とふれあえる機会を提供するとともに、市民農園を適正に管理します。
- ・野菜作りの技術を高めること等を目的に、研修会を開催します。

###### 1-3-6 生産緑地地区の保全【公園みどり課、都市農業課】

- ・都市化につれて減少する都市農地の保全を図るため、生産緑地地区の追加指定を継続するとともに、市民農園・ふれあい農園等による活用を図ります。

###### 1-3-7 ふれあい農業の促進【都市農業課】

- ・市民の農業に対する理解を深め、農業者の意欲向上を図るため、市民農園やふれあい農園、体験農園の開園を支援し、農業祭を開催します。
- ・市民が直接農業を理解し、体験できる農園づくり、休耕農地等の活用を図ります。

##### ③地産池消の促進（3-3③へ再掲）

###### 1-3-8 ハッピーこまちゃん※の活用【都市農業課、健康増進課】

- ・ハッピーこまちゃんをイベント等で積極的に活用し、食育等の中で地元農産物の消費に関する啓発を行うとともに、キャラクターの活用により農産物のブランド化を図ります。

###### 1-3-9 ふれあい農産物直売所の支援【都市農業課】

- ・顔の見える農業及び安全、新鮮、良質を基本に、直売所の充実のための支援を行います。

1-3-10 地場産農産物PRの推進【都市農業課】

- ・八潮の地場産農産物に対する消費者の関心を高めるため、八潮市地産地消推進協議会を中心として、栽培方法の統一化やPR活動を展開します。

1-3-11 地産地消の推進【都市農業課】

- ・八潮市地産地消推進協議会及び八潮市直売所連絡協議会とともに、地元農産物のPRを行い、地場産農産物の消費拡大を推進します。

イ 市民・事業者の取組

①環境保全型農業の推進	
市民	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や、有機 JAS マーク※の付いた有機農産物を選びましょう。
事業者	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮した栽培や有機無農薬栽培に積極的に取り組みましょう。 ・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や有機無農薬農産物を積極的に販売しましょう。
②農とのふれあいの確保（3-3②へ再掲）	
市民	・ 市民農園やふれあい農園、体験農園を利用しましょう。 ・ 農業祭に参加しましょう。
事業者	・ 農業祭に参加・協力しましょう。
③地産地消の促進（3-3③へ再掲）	
市民	・ 地元農産物、国産農産物を選びましょう。
事業者	・ 地元農産物、国産農産物を販売・使用しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境保全型農業の推進	エコファーマー数	26人	H26	30人*	H37		○	○
農業後継者の育成	認定農業者数	27人	H26	30人*	H37		○	○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

\*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※都市農地

平成3年度の生産緑地法の改正により、市街化区域内農地は、宅地化できる農地と農業以外はできない保全する農地（生産緑地）に分けられた。宅地化できる農地をいわゆる都市農地という。

※ハッピーこまちゃん

八潮市は、有数の小松菜の産地であることから、地場野菜の小松菜をモチーフとし、健康増進及び食育推進を目的として当市のマスコットキャラクターとして誕生した。現在では、地域振興を含め広く活用され、市民に親しまれている。



ハッピーこまちゃん®

※有機 JAS マーク

有機 JAS マークは、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられている。



ふれあい農園



八潮市ふれあい農産物直売所